

# 経営指導内容証明依頼書

商工会会長・商工会議所会頭 殿

年 月 日

小規模企業サポート資金（地域支援ネットワーク型）の借入申込をしたいので証明願います。

商号 または 法人名	(フリガナ)		氏名 または 代表者名	(フリガナ)			
	年 月 日 設立			年 月 日生 (才)			
現住所又は 本店所在地	(フリガナ)						
	Tel ( ) - (〒 - )						
営業所又は 工場所在地	(フリガナ)						
	Tel ( ) - (〒 - )						
申込金額	千円	運転資金	千円	期間	か月	うち、据置期間	か月
		設備資金	千円	期間	か月	うち、据置期間	か月
信用保証 利用状況 (現在利用残高)	区 分	大阪信用保証協会			他の信用保証協会(申込中含む)		
	無 担 保	千円			千円		
	有 担 保	千円			千円		
資本金 または 出資金	千円	従業員数	人	他 役員/家族	人	他 臨時従業員	人

## 【留意事項】

小規模企業サポート資金（地域支援ネットワーク型）を利用するにあたり、以下の内容を必ずご確認ください。

- ① 本制度融資を利用するにあたり、裏面（利用要件・ご利用できない場合）をご確認ください。
- ② 大阪信用保証協会の審査を行うにあたり、審査上必要となるお客様に関する情報を大阪信用保証協会に提供します。
- ③ 大阪信用保証協会の審査結果に関する情報を大阪信用保証協会から提供を受けます。
- ④ 本制度の融資後、商工会・商工会議所および申込金融機関のフォローアップを受けていただきます。  
・フォローアップは、原則として融資後、3年間行います。フォローアップの内容等については、必要に応じ、大阪信用保証協会へ報告します。  
・大阪信用保証協会に報告したフォローアップの内容については、次回の新たな保証（他の制度融資保証を含む）申込等、経営支援に活用します。なお、フォローアップを受けない場合には、今後新たな保証利用ができない場合があります。

## 小規模企業サポート資金（地域支援ネットワーク型）の利用要件

### 小規模企業サポート資金（地域支援ネットワーク型）の利用要件

次の①～⑥のいずれにも該当すること。地域支援ネットワーク型については、あわせて⑦⑧⑨のいずれかに該当する方

- ① 府内において、原則として同一場所で6か月以上引き続き同一事業を営んでおり、確定申告・決算に伴う納税状況を証することができる小規模企業者  
※小規模企業者とは、常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）を主たる事業とする事業者については5人以下）の会社及び個人等
- ② 融資実行後原則3年間、商工会・商工会議所（以下「商工会議所等」という。）および金融機関のフォローアップ（面談・訪問による経営指導）を受け、経営改善に向けて継続的に取り組まれる方
- ③ 借入限度額が既存の信用保証協会の保証付き残高（根保証においては借入極度額）と今回借入額との合計で20,000千円の範囲内であること
- ④ 今回の資金用途が事業資金であること
- ⑤ 信用保険対象業種を営んでいること
- ⑥ 許認可等必要業種である場合、許認可等を取得していること
- ⑦ 商工会議所等が6か月以上の経営指導を行い、経営改善が見込まれると判断される先であって、経営指導内容証明書の交付を受けることができる方
- ⑧ 商工会議所等の会員となって1年以上経過しており、商工会議所等が十分に業況を把握しており、経営改善が見込まれると判断される先であって、経営指導内容証明書の交付を受けることができる方
- ⑨ 日本政策金融公庫における小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）を利用中の方で、商工会議所等が十分に業況を把握しており、経営改善が見込まれると判断される先であって、経営指導内容証明書の交付を受けることができる方

## 本制度融資をご利用できない場合

### 本制度融資をご利用いただけない主な例

#### I. 業種・法人格について

農林漁業、金融・保険業（クレジットカード業・割賦金融業、金融商品取引業（補助的金融商品取引業を除く。）、商品先物取引業・商品投資顧問業、補助的金融業・金融附帯業（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二十五項に規定する資金移動業務を行うもの及び同法第三条第一項に規定する前払式支払手段の発行の業務を行うものに限る。）、金融代理業（金融商品仲介業に限る。）、保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）、風俗営業（公序良俗の観点から問題がある場合）、性風俗特関連連業、宗教法人、学校法人、非営利団体（医業を主たる事業とする小規模特定非営利法人を除く）などの場合

#### II. 信用保証協会との取引について

1. 原則として、信用保証協会の代位弁済を受け、その求償債務が終わっていない場合、また、それらの保証人となっている場合（申込人の事業と実質的に同一である企業と大阪信用保証協会が判断した場合を含む）
2. 原則として、信用保証協会の保証付借入金等に延滞等の債務不履行がある場合、また、それらの保証人となっている場合（申込人の事業と実質的に同一である企業と大阪信用保証協会が判断した場合を含む）
3. 前回保証資金が、合理的理由なく資金の用途目的以外に流用されていた場合
4. 直近に借入があり、その借入による資金投入効果等の影響度合を見極める必要があると大阪信用保証協会が判断した場合

#### III. 金融取引等について

1. 銀行取引停止処分を受け2か年を経過していない場合（原則、第1回目の不渡を出して6か月を経過していない場合を含む）
2. 仮差押・差押、競売等法的措置を受けている場合および破産手続、再生手続、会社更生、会社整理等を申立中の場合

#### IV. 財務内容等について

1. 税金を滞納し、完納の見通しがたたと大阪信用保証協会が判断した場合
2. 借入金（消費性、住宅ローンを含む）、公共料金または賃借料等の支払いを滞納している場合
3. 高利借入を利用して、早期解消が見込めないと大阪信用保証協会が判断した場合
4. 業績が極端に悪化し、事業継続が危ぶまれると大阪信用保証協会が判断した場合
5. 粉飾決算や融通手形操作を行っている場合
6. これまでの業績および今後の事業見通しなどから返済が見込まれないと大阪信用保証協会が判断した場合

#### V. その他

1. 許認可等を必要とする事業を営む方で、その許認可等がない場合（申請中であって、許認可等を取得することが確実であると大阪信用保証協会が認めた場合を除く）
2. 事業実態が把握できないと大阪信用保証協会が判断した場合
3. 法人の商号、本社、業種、代表者を頻繁に変更している場合
4. 申込人（関係人を含む）がその事業等に関し、刑法・行政法その他公的法規に違反する行為をなし、またはなしたとみなすべき相当の理由がある場合
5. 申込書類等に虚偽の記載がある場合など、大阪信用保証協会が取扱い不相当と判断した場合
6. 休眠会社（最後の登記後12年以上経過した株式会社で会社法第472条の規程により、休眠会社として解散したもののみなされたもの）および休眠組合の場合（「中小企業等協同組合法の一部を改正する法律」の規程により、休眠組合の適用を受けるもの）
7. 業態・事業内容が性風俗関連、非合法関連、賭博性・投機性の高いもの、反社会的なものと大阪信用保証協会が判断した場合
8. 申込に際し、いわゆる金融あっ旋屋等の第三者が介在する場合
9. 暴力的不法行為者および反社会的勢力と大阪信用保証協会が判断した場合
10. その他公序良俗に反する等、大阪信用保証協会が取扱い不相当と判断した場合